

旭川市水道局物品購入等に係る入札結果等の公表方針

1 目的

この方針は、旭川市水道局が発注する物品の売買又は製造請負（以下「物品購入等」という。）に係る入札結果等を公表することにより公平で公正な事務事業の推進を図ることを目的として、必要な事項を定める。

2 公表の対象

- (1) 物品購入等の入札等に関する事項
- (2) 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 8 号又は第 9 号に規定される随意契約に関する事項

3 公表事項及びその期間の範囲

事 項	期間の範囲
(1) 入札に付した契約に係る指名業者名	当該年度及び前年度のもの
(2) 入札に付した契約に係る入札者名、入札経過及び結果	
(3) 入札に付した契約に係る契約の相手方及び契約金額	
(4) 随意契約に係る契約の相手方、契約金額及び見積合せ結果又は一者特命の理由	
(5) 旭川市水道局物品購入等の競争入札参加資格者名簿	公表する時点で現に有効なもの
(6) 旭川市水道局物品購入等指名委員会設置要綱	
(7) 旭川市水道局物品購入等競争入札（見積合せ）心得	
(8) 次の事項に関すること。 ア 競争入札等の参加資格に関すること。 イ 指名の停止及び資格の消滅に関すること。 ウ 競争入札参加者の指名基準に関すること。	

4 公表の時期

- (1) 前項(1)から(4)号は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後なるべく早期に行う。
- (2) 前項(5)～(8)号は、申請確認後直ちにこれを行う。

5 公表の方法等

- (1) 閲覧希望者は物品購入等の入札結果等閲覧申請書に所要事項を記載する。
- (2) 旭川市水道局は前号に規定される内容を確認した後、公表事項を記載した書面を上水道部水道総務課契約係において閲覧に供するほか、第3項(3)(4)号については、旭川市水道局ホームページにも掲載するものとする。

附 則

この方針は、平成19年4月2日から実施する。

附 則

この方針は、平成20年5月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成20年11月11日から実施する。

附 則

この方針は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から実施する。

物品購入等の入札結果等閲覧申請書

1 申請の方法

閲覧希望者は、本申請書に必要な事項を記入して下さい。

2 必要事項

- ① 閲覧年月日
- ② 閲覧者氏名
- ③ 閲覧者住所
- ④ 閲覧希望入札案件及びその内容

3 閲覧内容

- ① 指名業者名
- ② 入札経過及び結果（地方公営企業法施行令第21条の13第8号又は9号に規定される随意契約の結果を含む。）

※①、②にあつては現年度及び前年度のものとする。

- ③ 旭川市水道局物品購入等の競争入札参加資格者名簿
- ④ 旭川市水道局物品購入等指名委員会設置要綱
- ⑤ 旭川市水道局物品購入等競争入札心得
- ⑥ ア 競争入札等の参加資格に関すること。
イ 指名の停止及び資格の消滅に関すること。
ウ 競争入札参加者の指名基準に関すること。

※③～⑥については公表日現在において有効なものとする。

閲覧年月日		閲覧内容（番号レ点チェック）		
閲覧者住所		①	②	③
閲覧者氏名				
閲覧案件		④	⑤	⑥ アイウ
右欄内容のとおり閲覧を申請します。				

--	--

* 旭川市水道局使用欄